

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(I-6-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標 I-6-3) 基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止とともに、必要な医療等を確保すること					担当部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 比嘉 敏充	
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、被爆者に対して医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存や、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する事業を推進する。									
施策実現のための背景・課題	1	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることに鑑み、援護施策として、健康診断や医療費の支給等を行う。被爆後75年以上が経過し被爆者の高齢化が進む中、介護等の必要性も高まっており、引き続き、被爆者に寄り添い、施策を実施していく必要がある。(令和3年3月末現在:被爆者数:127,755人。平均年齢:83.94歳)								
各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1)	達成目標/課題との対応関係 被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。					達成目標の設定理由 原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため。			

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			年度ごとの実績値									
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
① 被爆者健康診断受診率 (アウトプット)	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	前年度	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	毎年度	63%	61%	59%	46%	40%	・ 被爆者に対する健康診断の実施(原則年2回)は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病的早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であることから、この受診率を測定指標として選定した。 ・ なお、少なくとも年1回の受診により各被爆者の健康状況を把握することで、健康の保持・増進に資することから、受診率は1回以上の受診者を被爆者健康手帳所持者数で除したものとしている。		
					63%	60%	50%	集計中(令和4年7月目途公表予定)	/	・ 被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮して、減少トレンドより上回る受診率を達成するよう目標を設定した。 (参考)令和2年度実績:49.6%(63,305人)		
達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1) 原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	23.7億円 15.4億円	23.6億円 14.3億円	24.7億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。 平成27年度の被爆者健康診断受診率は68.8%となっており、今後も被爆者健康診断を実施することによって、疾病的早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図ると見込んでいる。							
(2) 原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	281.2億円 243.0億円	274.3億円 228.9億円	288.5億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する。 原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。							
(3) 原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	11.9億円 8.6億円	12.5億円 8.5億円	14.2億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。							
(4) 原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	764億円 618.0億円	732.1億円 582.5億円	754.7億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。							
(5) 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	58.4億円 53.9億円	60.0億円 55.8億円	61.6億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。							
(6) 原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	22.9億円 18.9億円	22.9億円 19.0億円	24.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。 都道府県、広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者葬祭料支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげるとともに、その福祉の向上を図る。							
(7) 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の生物試料の保管及び活用に関する研究) (昭和44年度)	0.02億円 0.02億円	0.02億円 0.02億円	0.02億円	-	今後の科学技術の発展によって、原爆放射線が原爆被爆者に及ぼした影響について更なる解明が期待されることから、原爆被爆者の生物試料を収集し、長期間保管するための体制の在り方について研究を行う。更に、生物試料の分析結果については遺伝子に関する情報も含まれる可能性もあることから、その活用に際して倫理的な問題等に関する研究を行う。							

(8)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の臨床情報の保管及び活用に関する研究)(昭和49年度)	0.1億円 0.1億円	0.1億円 0.1億円	0.1億円	-	今後の科学技術の発展によって、保管された生物試料を活用して放射線による健康影響の研究を行う際には、原爆被爆者の疾病の罹患状況や治療内容等に関する臨床情報は不可欠である。そのため、原爆被爆者の臨床情報を長期間保管するための体制の在り方等に関する研究を行う。	
(9)	毒ガス障害者対策費(昭和49年度)	0.01億円 0.002億円	0.01億円 0.002億円	0.01億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することにより、認定された毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	
(10)	特定疾患調査委託費(昭和49年度)	5.4億円 4.3億円	5.2億円 4.0億円	4.5億円	-	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。	
(11)	放射線影響研究所補助金(昭和50年度)	18.4億円 18.4億円	18.1億円 18.1億円	17.6億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。 放射線の人に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、被爆者の健康保持及び福祉の向上に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与する。	
(12)	被爆二世健康診断調査委託費(昭和54年度)	2.3億円 2.3億円	2.3億円 2.4億円	2.5億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施することにより、被爆二世の健康不安を解消し、その健康の保持及び増進を図る。	
(13)	老人保健事業推進費等補助金(原爆分)(昭和57年度)	5.6億円 5.6億円	5.6億円 5.6億円	5.6億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。 これにより、多数の被爆者老人を抱えているために相当の財政負担増となる地方公共団体の負担が緩和される。また、被爆者に対し、きめ細やかな保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病的予防及び健康の保持及び増進に寄与する。	
(14)	原爆被爆者対策費(昭和61年度)	0.4億円 0.2億円	0.4億円 0.3億円	0.4億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。 原爆被爆者対策の各種行政事務を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	
(15)	国際交流調査研究事業(平成8年度)	0.04億円 0億円	0.04億円 0.0億円	0.04億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力をを行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。 世界唯一の被爆国として我が国これまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与する。	
(16)	在外被爆者渡日支援事業等委託費(平成14年度)	9億円 9億円	9億円 8.2億円	9.2億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。 在外被爆者に対して、渡日支援や現地での健康診断・健康相談・医療費等の助成・支援等を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	
(17)	土地借料(平成14年度)	0.3億円 0.3億円	0.3億円 0.3億円	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	
(18)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費(平成14年度)	6.0億円 6.0億円	6.0億円 6.0億円	5.3億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。	
(19)	被爆体験者精神影響等調査研究委託費(平成14年度)	8.3億円 8.3億円	8.3億円 8.3億円	8.3億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。	
(20)	広島原爆体験者に対する相談支援事業(平成25年度)	0.6億円 0.4億円	0.6億円 0.3億円	0.5億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、広島市等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施することにより、その症状の改善を図る。	
(21)	広島原爆体験者調査等委託費(令和3年度)	1.5億円 0.4億円	1.5億円 0.4億円	1.7億円	-	「黒い雨地域」の再検討を行うため、これまで蓄積してきたデータを最大限活用する等により、最新の科学技術を用いて可能な限りの検証を行うもの。	
施策の予算額(千円)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	政策評価実施予定期
		121,848,494		118,277,695		122,498,338	
施策の執行額(千円)		101,233,647		96,258,050			令和5年度
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
		「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話			令和3年7月27日(閣議決定)	政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様に被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。	
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説			令和4年2月25日	原子爆弾被爆者援護策については、広島黒い雨訴訟判決を踏まえた運用を本年四月から開始し、救済できるよう迅速に取り組むとともに、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護策を進めてまいります。	